

## 令和元年第6回稲城市教育委員会定例会

1 令和元年6月18日、午前10時から、地域振興プラザ大会議室において、令和元年第6回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）  
城所 正彦  
今泉 浩史  
澁谷 香織  
杉本 真紀子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二  
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第1号請願  
《2020年度使用の小学校教科書採択に関する請願》
- (5) 日程第5 第24号議案  
「稲城市教育委員会事業後援名義使用規則の一部を改正する規則」
- (6) 日程第6 第25号議案  
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」
- (7) 日程第7 第26号議案  
「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」

教 育 長      ただいまから令和元年第6回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。  
まず、傍聴の方々にお願いがございます。  
会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでく  
ださい。  
会議開催中はみだりに席を離れないでください。  
決められた出入り口から入退場をお願いいたします。  
傍聴人は委員席に入ることはできません。  
携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。  
これらのことはお願いいたします。  
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたしま  
す。前例に従いまして教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませ  
んでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教 育 長      ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、澁谷委員にお願  
いいたします。  
次に、日程第2「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会  
期を本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教 育 長      ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。  
次に、本日は議事進行の都合により、日程第3「教育行政報告」、日程第4「第  
1号請願」、日程第5「第24号議案」、日程第7「第26号議案」を先に行い、そ  
の後、日程第6「第25号議案」を行うことといたします。  
それでは、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、  
各課長より報告いたします。

[ 教育行政報告 ]

教育総務課長      1 教育委員会後援名義について  
2 学校開放事業について

学務課長          1 令和元年5月分不登校による欠席児童・生徒数について  
2 平成31年度児童・生徒数、学級数（6月1日現在）について

指導課長          1 担当者事業について  
2 推進事業について

- 3 研修事業について
- 4 学校訪問事業について
- 5 その他について
- 6 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 令和元年5月生涯学習課利用統計について

学校給食課長

- 1 施設見学会について
- 2 試食会について
- 3 平成31年度第1回稲城市栄養連絡会について
- 4 食育講演会について
- 5 平成31年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会第1回給食運営管理研究部会について
- 6 学校給食野菜に関する圃場見学会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館の主催事業について
- 4 特別整理(蔵書点検)について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について
- 7 学校との連携について
- 8 図書館の利用状況(令和元年5月)について

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

それでは、日程第4 第1号請願「2020年度使用の小学校教科書採択に関する請願」を議題といたします。

本件につきましては、稲城市教育委員会会議規則第31条に基づき、委員会は請願書を受理したときは、慎重かつ迅速に検討して、その結果を教育長を経て請願者に通知する必要があることから議題とするものです。

請願内容につきましては、教育総務課長より読み上げます。教育総務課長。

教育総務課長

それでは、請願内容を読み上げさせていただきます。

請願の趣旨でございます。

1、稲城市教育委員会の責任において、2020年度使用の小学校教科書について「主体的・対話的で深い」検討を加え、稲城市小学生に及ぼす重大な問題点を明らかにするよう求めます。

2、教科書採択の現行制度を改め、既に国際標準とされているように、教員による採択制度とするよう文部科学省、東京都教育委員会に申し入れるよう求めます。

3、当面する採択においては、教員の意見を最大限尊重することを求めます。その際、教員の意見表明に対して「批判的記述の禁止」など制約をしないよう求めます。又、勤務時間内で調査できるように保障するよう求めます。

4、採択の検討の議論の際は、各委員が、出版社名を明らかにして発言するよう求めます。

5、採択の投票については、無記名とせず各委員の責任を明確にし、記名投票することを求めます。

6、傍聴者に出版社一覧表を配布するよう求めます。

次に、請願理由でございます。

1、2020年度使用の小学校教科書は、日本国憲法から逸脱する重大な問題が見られます。教育出版6年社会で「憲法改正の論議」として明らかに誘導的な、現政権が主張するような説明文が載っており、児童が誤解するおそれがあります。又、東京書籍6年社会では「新聞を読もう」のテーマなのに取り立てて、安倍首相が「改憲呼びかけ」という記事がトップに載っています。学習指導要領ですら改憲には触れていないのにです。この間の安倍政権が、安保法制（戦争法）の閣議決定から強行可決まで、憲法第10章「最高法規」第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」を全く無視し、憲法を守る義務のある首相が改憲の旗を振るという違憲状態が続いています。

この他、廣済堂あかつき5年道徳「身近にある法やきまり」は、憲法の核心である基本的人権を全面的に捻じ曲げて押し付けています。各社の社会5、6年「領土問題」は検定によって断定的、排他的、攻撃的で危険な内容になっています。東京書籍6年社会「平和主義」は集団的自衛権を示唆する表現です。こうして憲法の理念に反する、政権の見解の数々を押し付けています。

1976年学力テスト事件最高裁判決は以下のように指摘しています。「本来人間の内的価値に関する文化的な営みとして党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される」

当然、文部科学省も稲城市教育委員会も憲法擁護の義務を負うのですから、こうした逸脱偏向について、検定に合格しているとの理由で検討を放棄することは、稲城市の小学生に対する責務として許されないのではないのでしょうか。もはや、選択という結果だけを任務とするだけでは済まされない現状を認識し、勇気をもって「主体的・対話的で深い」審議をされるよう求めます。

又、各社とも授業の展開について、話し合ひましょう、パネルディスカッション、演じましょう、表彰状を贈りましょう、など詳細具体的に指示しています。授業ではどういう問い掛けをするかは根本的な課題で、教員の力量の見せどころです。アクティブラーニングという教育方法の一律の押し付けは授業の工夫を衰退させ、教員の「主体的・対話的で深い」研究をかえって阻害するのではないかと危惧します。

2、教科書の内容が政権に付度するものに変化して来たのは、教育現場、つまり教員の意見が出版社に届かなくなったことが一つの要因でしょう。既に1966年、ILOユネスコは「教員の地位に関する勧告」で「教員は教材選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて主要な役割が与えられるべきである」と述べています。

3、いわゆる「つくる会」「日本会議」「教育再生機構」によって作られた、憲法から逸脱する教科書への批判を回避するために、教員の評価に対し「批判的意見ではなく、良い所を書く」との制約がされました。教科書の評価という複雑で専門的な検討に対して機械的、画一的な枠をはめるなど論外の妨害です。自由記述とすべきです。

4、5、教育委員は、議会で承認されたれっきとした公人であり報酬も税金です。責務を自覚し遂行しているのですから自らの判断は、しっかりと責任を持って表明すべきです。

以上でございます。

教育長      ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質疑、ご意見等があればお願いいたします。今泉委員。

今泉委員      質問です。請願事項1についてなんですが、事務局に確認いたします。  
教科書採択において「「主体的・対話的で深い」検討」というのは、制度や国からの通知で求められているのでしょうか。

教育長      指導課長。

指導課長      主体的・対話的で深い検討についてでございますが、これにつきましては教科書採択において示されているものではございません。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善ということで、新しい学習指導要領に示されているところでございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 請願者からは2020年度使用の小学校教科書の重大な問題として請願理由1を見てみると、教科書が日本国憲法から逸脱していることを指していると言われますが、これは教育委員会が明らかにするよう求めているようなのですが、教科書が憲法から逸脱していると考えるのは、個々人のそれぞれの考えであり、教育委員会がそれを明らかにするのはできないのではないかと考えます。意見です。

教育長 ほかに。澁谷委員。

澁谷委員 請願事項の2についてなんですが、教員による採択制度は国際基準だという点について、お尋ねしたいのですが。

教育長 指導課長。

指導課長 2の教員による採択制度は国際基準かということについてでございますが、各国の採択権限については確認することはできますが、何を以てその国際基準だということについては、確認することはできませんでした。

澁谷委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 請願事項3について、事務局に質問します。教員の意見について記載がありますけれども、教員の意見についての現状はどのようになっていますでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 教員の意見に関する現状、調査と研究の現状についてでございますが、まず、調査研究につきましては、内容の特色、また構成上の工夫を観点とし調査研究を行うということになっておりまして、報告書の形式につきましては自由記述という形式になってございます。

あと、調査研究の委員でございますが、審議会の委員、それから調査研究委員会の委員につきましては、市内の教職員に直接かかわっていただいておりますし、また、委員以外の小学校の全ての教員から意見を聴取できるように、小学校単位で調査研究もさせていただいているところでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 今、教員のその調査研究、また学校からの意見を出してもらっているという説明を伺いました。私たちは過日の教育委員会定例会で、審議会に調査研究を諮問するということを決定し、その後教育長から諮問をされているわけですが、私たちが教育委員の権限と責任に基づき、この教科書採択という重大な仕事を遂行するということについては、当然のことながら教員が多く入っている、多くがかかわっていただくその調査研究の報告というものが必要であると認識しております。そういったところからは、審議会、そして審議会に報告を出していただく調査研究委員会、そしてさらにまた学校に、そのような形で、全教員からの意見聴取というのを全てあわせて、それらの報告を私たちは大変貴重なものとして受けて、その上で採択をするわけです。私たちは、教員からの調査研究、その専門性に基づいた調査研究は大変貴重なものと捉えていかなければいけないと考えております。意見です。

教育長 ほかに。城所委員。

城所委員 それでは、請願事項の4、5について、私のほうから意見を述べさせていただきたいと思うんですが、まず、請願事項の4についてですが、出版社名を明らかにして発言をするようにということをお願いしておりますが、私も過去の教科用図書の採択に当たっての審議をいろいろ思い出してみたんですけど、各委員、出版社名を出している委員もいらっしゃるし、出してない委員もいらっしゃるんですけど、これについては特に出版社名を挙げるとか挙げないというような決まりがなくやってきたものですから、これからもこれまでどおり、各委員の判断で自由に発言することができれば、より闊達な検討と議論ができるのではないかなと考えております。

また、請願事項の5の部分ですけど、無記名とせずということですが、これについては、教育委員会といたしましては、今後とも教科用図書の採択に当たっては、これまでもそうでしたが、みずからの責任と権限において適正かつ公正に行われるべきものという自覚・認識を我々は持っておりますので、採択については今までどおり無記名による投票で行われるのが公正であると考えております。以上、意見です。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 請願事項の6になるんですが、事務局に確認いたします。傍聴者への配布資料というものはどういうふうになっているか教えてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 傍聴者への資料でございますが、教育委員会会議に提出されました議案資料と同じものを傍聴者用資料としてお配りしております。今回、教科書採択の議案につきましては、こちらのほうにあります出版社一覧表につきましては資料としてございませんので、傍聴者への資料もないものでございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、資料はないということは、どのような教科書が採択候補であるか全く知ることができないということになりますか。

教育長 指導課長。

指導課長 採択候補本が何か知ることでございますが、採択候補本につきましては、文科省のホームページに教科書の目録がありますので、そちらで確認することができます。また、教科書見本の展示を行っておりますので、その場で実際の教科書を手にとってご覧いただくこともできるということでございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ホームページだけでなく現物を見ることも可能と。ありがとうございます。

教育長 ほかに。澁谷委員。

澁谷委員 請願を確認させていただきますと、教育委員会としては十分に対応している内容ではないかというふうに考えます。私たちは教育委員会の権限と責任において稲城市の実情や記事の公平さ、これを考慮した教科書選択を行っているということを自負しておりますので、これまでどおりでよいのではないかと考えております。意見です。

教育長 ほかに。城所委員。

城所委員 私も今までの教育委員会といたしましては、既に取り組みされているものと理解しておりますので、これまでどおりでいいのではないかなというふうに思っております。以上です。意見です。

教育長 ほかに。

ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。



暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

教育長 再開いたします。  
それでは、これより賛成意見をお願いいたします。

( なし )

教育長 意見がないようですので、以上で賛成意見を終結いたします。  
続きまして、反対意見をお願いいたします。

( なし )

教育長 特にないようですので、これより第1号請願「2020年度使用の小学校教科書採択に関する請願」を採決いたします。  
本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手する者なし )

教育長 挙手ありません。よって、第1号請願は不採択となりました。  
暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※傍聴者で希望する者は退席する。

教育長 再開いたします。  
次に、日程第5 第24号議案「稲城市教育委員会事業後援名義使用規則の一部を改正する規則」を議題といたします。  
本案につきましては、稲城市教育委員会事業後援名義の適正範囲をより明確にするため、稲城市教育委員会事業後援名義規則の一部を改正する必要がある  
ので、本案を提出するものでございます。  
詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。教育総務課長。

教育総務課長 それでは、ご説明させていただきます。  
本件につきましては、前回の第5回の定例会に後援名義の使用の行政報告につきま  
して、株式会社よみうりランドの「ほたる・ねぶたの宵」に関しまして、事業の実  
施団体につきまして、規則と実際の運用との齟齬があるということでご指摘いた  
だきましたことを受けまして、今回、内容を検討しまして、市長部

局の状況、あるいは他市の状況等も踏まえ検討いたしまして、現在の運用に合わせて使用範囲を緩和して市民団体でありますとか民間企業にも対象を広げるために、規則改正を行うものでございます。

具体的な内容につきまして、議案概要資料をご覧くださいませうでしょうか。こちらの改正内容の部分でございます。

第2条第1号でございます。こちら、団体の適用範囲でございますが、事業を行う団体の適用範囲を、次のいずれかに該当するものであることに改めます、ということで、ア、イ、ウにつきましては官公庁、公益法人その他公共的団体、社会教育団体、こちらにつきましては、これまでどおりと変更はございません。エの部分でございます。ア、イ及びウに掲げるのものほか、次に掲げる要件を満たす法人その他団体を追加しております。(ア)でございます。代表者その他の役員の氏名及び連絡先が明らかであること。(イ)定款、会則その他の規約を定めていること。(ウ)継続的な活動実績を有し、事業遂行能力が十分あると求められること、を追加しております。

こちらにつきましては、団体の組織体制ですとか、事業内容が明確であり、事業を確実に実施することができるということ、団体ということで市民団体や民間企業においても後援名義を認めるというような内容に改正しております。

次に、第2条第2号でございます。こちら、事業の適用範囲の規定でございますが、事業の適用範囲は、次に掲げる要件を満たすものであることに改めるというものでございます。アとしましては、稲城市の教育、学術、文化及びスポーツの向上、普及に寄与するものであること。こちらにつきましては、改正前の第2項の内容と同じでございます。

次に、イでございます。宗教的又は政治的色彩を有していないことでございます。こちらの一文につきましては、市の後援名義の要綱等と整合を合わせるために、今回新たに追加いたしました。

次、ウでございますが、営利を目的とするものでないこと、こちらにつきましては、改正前の第3号の内容ですね、入場料を徴しないというような、あるいは徴したとしても運営経費の範囲内であることというようなものとしまして、これらにかわるものとしてこちらの規定を追加しております。

次にエですが、開催場所が、公衆衛生及び災害防止に関して十分な設備を有し、かつ、必要な措置が講じられていることという規定を追加しております。こちらに関しましては、安全管理に対する規定を追加しております。

次に、オでございますが、法令又は公序良俗に反しないものであること。こちらに関しましては、市の後援名義の要綱に規定がございまして、文書をあわせるためにここを追加しております。

次に、改正前の第2条第3号につきましては、第2条第2項のウの営利を目的とするものでないことに置きかわっておりますので削除しております。

次のページでございます。施行期日でございますが、こちらの規則につきましては、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。今泉委員。

今泉委員 まず意見、あと質問が1点です。

まず、意見としては、先月、質問した内容を1カ月でこのようにまとめていただいて、大変スピーディでありありがとうございます。という意見です。

もう一つ、質問ですけれども、第2条(2)のイ、宗教的又は政治的色彩を有していないことという文言ございますが、こちらに関してはどういう判断基準で判断されるかというのは、もし、現状で決まっていれば教えてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 こちらにつきましては、先ほど申し上げたように市の後援名義の要綱に規定がありまして、市と教育委員会との整合を図らないといけないところなのですが、宗教だとか政治的なもの、偏った考え方でやるための事業、それに対して教育委員会としては後援名義を認めることはできませんので、こういった規定を追加しております。

教育長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、実際に行う事業の具体的な内容を検討した上での判断ということでしょうかね。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 こちらにつきましては、各事業申請が挙がってきた段階で事業内容だとかを吟味しまして、それで個別に判断していきます。

今泉委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 2点質問させてください。

まず、第2条(1)のところなんですけれども、現在は団体が実施する、実施という文言を使用していますけれども、新しい規則では、新しい事業を行うという文言になっています。実施するを行うという文言に変えた、ここに何らかの理由がありましたらお聞かせください。

2点目ですけれど、第2条(2)のエ、開催場所についてです。これは今回稲城市の教育、学術、文化及びスポーツというふうに、稲城市に寄与するということが大変明確になっていますので、開催場所も稲城市内あるいは近隣が多いことを想定されているかとは思いますが、もし、遠方だったりした場合に、この開催場所の安全確認は、どのようにして行うお考えであるかという、このことについて、この2点お願いいたします。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 まず、1点目の事業を行うことにつきましては、意味合い的には特に変更はございません。事業を実施する団体が該当するというものと同様の考え方でございます。

次に、第2点ですが、市外での活動につきましても、例えば稲城市民が稲城市外の事業であっても、そういったところで福利の向上に寄与するものであれば、市外で行われる事業に関しても、それに関しては後援名義は認めるというような考え方でございます。

それから、安全管理に関しましては、事業内容だとか、その辺を後援名義の使用のときに提出していただきますので、その内容を見て確認させていただくことを想定しております。

教育長 杉本委員。

杉本委員 それでは、2点目についてですけれど、今、さまざまな災害ですとか天候の急変ですとか起こるかわからないような心配を、常に私たち持っていなければいけないかと考えております。そのようなときですので、開催場所につきましては、必要に応じて図面ですとか届け出だけでなく、実際に今まで使用したことのないような、私たちにとって、ご縁という意味では遠いようなところでの開催だったりしましたら、もちろん稲城の教育にそれが寄与するということであったら、それは後援名義は認めるという方向でしていただきたいとは考えますけれども、やはりその場所についての安全確認は、念には念を入れて確認をされて後援名義を認めていただきたいと思います。意見です。

教育長 ほかに。城所委員。

城所委員 もう1点、ちょっと確認というか、前回の行政報告からの流れの中での確認なんですけれど、今回、後援名義について整理をされたということで、第2条の第2号の部分のウ、営利を目的とするものではないことという部分で、前回の「ほたる・ねぶたの宵」という部分では、この辺が抵触するのではないかなと思うんですけど、この辺はどう考えてらっしゃるのでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 前回のよみうりランドの「ほたる・ねぶたの宵」でございますが、これにつきましては小中学生が無料、大人に関しても500円ということで、運営経費を賄う程度の額というふうに、教育委員会としては判断して、これで了承したというところでございます。

城所委員 承知しました。

教 育 長 ほかに。

( なし )

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより、第24号議案「稲城市教育委員会事業後援名義使用規則の一部を改正する規則」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決いたしました。  
次に、日程第7 第26号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を議題といたします。  
本案につきましては、稲城市文化財保護条例（平成18年稲城市条例第8号）第39条の規定に基づき、稲城市指定文化財の指定について、稲城市文化財保護審議会に諮問する必要があるため、本案を提出するものです。  
詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。生涯学習課長。

生涯学習課長 では、議案概要説明資料をご覧くださいませでしょうか。議案番号第26号、件名、稲城市指定文化財の指定に係る諮問についてでございます。

稲城市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要な文化財について、指定文化財にしております。文化財の指定につきましては、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化的向上に資することを目的としております。

稲城市文化財保護条例第39条の規定では、市指定の有形文化財の指定についてはあらかじめ審議会に諮問しなければならないとしており、この規定に基づき下記の文化財4件を、市指定有形文化財に指定することについて稲城市文化財保護審議会に諮問するために、本案を提出するものでございます。

昨年に引き続き平成31年度は、次に挙げます四つを指定できればと考えております。1点目が穴澤天神社本殿、2点目が青渭神社本殿、3点目が杉山神社本殿、4点目が妙見宮宮殿でございます。

続きまして、次のページをお開きください。稲城市文化財保護条例でございます。

その次、一番最後のページをご覧ください。稲城市31年度の指定文化財候補の一覧です。まず、初めに穴澤天神社本殿でございます。指定候補理由でございます。社寺建築調査によりまして、江戸時代の前期（17世紀前期）の建築であることが明らかになっておりまして、稲城市で最も古い神社建築でございます。彫刻が少なく質素な建築技法であり、和様を基本とする中世の建築の手法をよく伝えてございます。17世紀前期の建築当初の形式を良く残しておりまして、歴史的価値が高い神社建築であるため、指定候補にすることが望ましいと考えております。

文化財の内容でございますが、一間社流造、こけら葺でございます。年代としましては先ほど述べました当時17世紀前期の建立でございます。本殿の建築1棟で、こちら種別としましては有形文化財となります。

続きまして、青渭神社の本殿につきましては、東長沼の青渭神社の本殿でございます。社寺建築調査によりまして、江戸時代の前期（17世紀中期）でございます。こちらの建築であることが明らかでございます。穴澤天神社本殿に次いで古い神社建築でございます。本殿に元禄5年の屋根替えを記した棟札が残っておりまして、建立はこれより前の17世紀の中期にさかのぼります。穴澤天神社本殿と同様に和様を基本とする建築手法を良く残しておりまして、建築的価値が高い神社建築であるため、指定候補にすることが望ましいと考えております。

構造につきましては、先ほどと同様でございます。年代は17世紀中期の建立でございます。員数、種別につきましても同じでございます。

続きまして、杉山神社本殿につきましては、平尾の杉山神社の本殿。社寺建築調査によりまして、穴澤天神社、青渭神社に次いで古い神社建築であることが明らかになっております。建築年代は棟札によって、江戸時代前期の延宝4年でございます。鶴見川流域の神社建築の影響を受けた禅宗様の彫刻や建物構造が特徴となっております。市内の神社建築の中で古くかつ歴史的価値が高い神社建築であるため、指定候補にすることが望ましいと考えております。

構造や年代でございますが、構造につきましては先ほどと同様でございます。年代は延宝4年でございます。員数、種別は先ほどと同様でございます。

最後に、妙見宮の宮殿でございます。百村妙見宮の宮殿。社寺建築調査によりまして、穴澤天神社、青渭神社、杉山神社に次いで市内で4番目に古い神社建築であることが明らかになっております。建築年代は棟札によって江戸時代前期の元禄16年であります。建物前面の彫刻に見られる先進的な建築手法が特徴でありまして、市内の神社建築の中では古くかつ歴史的価値が高い神社建築

であるため、指定候補にすることが望ましいと考えております。

構造でございます、先ほどと同様でございます。年代は元禄16年でございます。員数、種別につきましては、先ほどと同様でございます。

一つ前の指定文化財一覧をご覧ください。

現在、稲城市の指定文化財でございますが、現在は国の指定が2件、東京都の指定文化財が8件、市指定文化財は28件でございます。昨年は、この中で24番から28番目の古文書関係の資料を指定していただいております。

説明については以上でございます。どうぞご審議いただきましてご承認賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 指定文化財の一覧を拝見しますと、昨年、そしてその前年の平成29年も4点文化財指定されています。平成29年、平成30年と連続で複数指定をしてきているわけですが、先ほど課長からの最初のご説明で文化財を指定する目的として、市民の郷土に対する認識を高める、そして文化的向上に資するというお話もありました。こういったことは、あわせたとこでご質問ですが、近年、このように連続して文化財指定をしてきて、市民の文化財に対しての意識の変化、認識の変化ということについてどのように見ていらっしゃるかお聞かせください。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 指定後に市民の意識や文化財の保護の状況が大きく変わることはございませんが、将来に向けて保存と活用が実施できるような方策をとることは重要であると考えているところでございます。なお、指定されました後には市民への周知を行うことが大変重要であると考えておりますので、市のホームページや広場や、あとは企画展なども開催しておりますので、PRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 それでは、今、目に見えて大きくは状況の変化は変わることはないというお話でありましたけれども、でも、将来的に向けて希望が持てるというご説明いただいたと受けとめております。そうしますと、指定の目的は大きく言うと達成されていると捉えていいのか。また、今後に向けて達成されるというか可能性があると考えているのか、そこのところ今後のことをお聞かせください。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 現在のところ、指定の目的は達成されつつあると考えております。今後も指定文化財の保存や活用を実施しまして、文化財の状況に応じて必要な方策をとる必要があるとは考えているところでございます。

杉本委員 承知しました。

教 育 長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 専門家ではないので、一つ教えてください。今回、三つの本殿と一つの宮殿ということなのですが、違いを教えてください。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 先ほど説明させていただきました三つの本殿と、妙見宮の宮殿は同じものでございます。神社の場合は本殿という名前で、妙見宮の場合は宮でございまして宮殿という形の表現となりますが、本来の意味は同じものでございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、もう1点同じところで確認なんですけれども、指定文化財候補一覧A4横のものなのですが、こちらの妙見宮宮殿の文化財の内容のところですね、一番下のところ種別の上、インスウと読むんですかね、ここについては妙見宮宮殿も本殿建築という表記でこれは間違いございませんでしょうか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ご指摘のとおり、申しわけありません。宮殿建築でございます。おわびして訂正させていただきます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 すみません、ありがとうございます。

改めて、ちょっと別の視点からの質問なんですけれども、神社の本殿、宮殿ということで、人によっては宗教色が濃くないんじゃないと言われる方も中にはいるかもしれない。あえてそんなことないよということで今回候補にするということなのですが、どういった考えのもとに候補にするかというお考えのところ教えてください。



教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 寺院の文化財は宗教的なものと言えますが、指定に当たっては歴史的な文化財として価値を考慮して指定しております。学術的な価値や文化的な価値と考えているところがございます。東京都や都内の市町村でも、このような考えのもとに神社・寺院の文化財の指定を行っているところがございます。また、稲城市でも神社・寺院にかかわる文化財としまして、今までに本殿や宮殿級のはなかったんですが、仏像や天然記念物、石造物や民俗行事などの文化財が指定されているところでございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 関連して。そうすると、他市というより、このあたり三多摩地域ですと、本殿・宮殿に指定している案件があるのかどうか教えてください。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 東京都の指定の本殿建築が8市で13棟ございまして、市指定の本殿建築ですと26市では11市の24棟がございまして。

今泉委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。澁谷委員。

澁谷委員 確認です。改めて言うことではないかもしれませんが、所有者には確認をとっているのか確認をさせていただきます。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 条例の第4条に、所有者には同意を行わなくてはならないという一文がございまして、今回ちょっとご説明が漏れてしまったんですが、そちらございますので、所有者の方には確認をとっているところでございます。

澁谷委員 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいですか。澁谷委員。

澁谷委員 今回の候補一覧を見る限り、古いものから順に4番目までが候補となっております。

ります。それで、どうして4番目までにしたのか、5番目はどうなのかというようなことについて、ご説明いただけたらと思います。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回の指定につきましては、調査した神社建築の中から建築年代が古くかつ歴史的価値の高い建築を選んで指定候補としております。ただ、古いということだけではなく文化財の歴史的価値を考慮したものでございます。その他に当たる本殿建築も実は江戸時代に属する建築でございますが、今回の指定候補を精査した中で、文化財としての歴史的価値を考慮して、このたびは4件の指定候補とさせていただいたところでございます。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 ありがとうございます。そうすると、5番目に今考えていらっしゃるものも、今後指定する可能性があると考えてよろしいのでしょうか。今後の調査によってですが。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 その他も実は調査研究は終わっているところでございますが、先ほど述べたとおりに、今回精査した中で歴史的価値を評価し、今のところうちの担当の中では、本殿に関しましては、現時点ではこの4件が指定文化財に該当すると判断しているところでございます。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 ありがとうございます。重ねてすみません。ということは、ここに歴史的価値としての建築手法を伝えていたり、その様子であったり、彫刻であったりというような指定理由が書かれてありますが、そういうことも踏まえてこの4件と考えてよろしいでしょうか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回、指定候補にさせていただいたのは、歴史的に古い建築物であることや建築当初の形をよく残していることや、建築手法や彫刻の技法がすぐれていることと、あとは棟札や建築技法、建築構造等によって建築年代が明らか、などが指定の候補となっていたところでございますので、今回、このような指定候補と挙げさせていただいたところでございます。

澁谷委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 ほかに。城所委員。

城所委員 今回のこの指定文化財の候補一覧を見させていただいて、まず、稲城に住む人間として大変うれしく、そしてこちらに並んでいる候補文化財が本当に地域に根差した親しみやすい文化財であると思っておるんですが、神社の本殿というのは、日ごろなかなか見学ができないものではないのかなと思うんですけど、もし、これ指定をされた場合、市民に一般公開をするとか、そういったお考えはあるんでしょうか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 神社の本殿はふだんは見ることはできない、おっしゃるように覆殿の中に入っているような形となっております。また、祭礼のときは奉賛会の方々はちょっと中に入ることはできると思いますが、一般の方はなかなか見る機会はないかと思えます。今後につきましては、指定されましたら所有者の方とご相談をしながら、せっかく指定できるのであればほかの皆様、市民の方々にも公開できるかどうか、所有者の方とも今後意見をとりながら話し合っていきたいと思っております。

教育長 城所委員。

城所委員 そうですね。やはりせっかく指定をされたのであれば、広く市民の方々に見ていただける機会があったらいいなと思えます。  
ちょっとあわせてよろしいですか。

教育長 城所委員。

城所委員 今回の26号議案の指定に係る諮問ということで、これが可決をされた場合、今後、文化財の指定までにはどういったスケジュールで流れていくのか、その辺をちょっと教えていただきたいのですけれど。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回、こちらでご審議いただきましてご承認賜りましたら、2回の文化財審議会の中で委員の方に見学をいただいたりして、その中でご審議していただきたいと思っておりますので、そうしましたら10月ごろにまたその結果を教育委

員会でご報告させていただいて、指定のご承認賜れば指定にというスケジュールの流れでいきたいと考えております。

教 育 長 城所委員。

城所委員 本当に市内のとても貴重な文化財ですので、ぜひとも指定をされて、広く市民の皆様に見せていただけることを期待しています。以上です。

教 育 長 ほかに。

( なし )

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第26号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第25号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

第25号議案は人事案件であることから秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩します。

( 暫時休憩 )

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第25号議案は秘密会)

---

秘密会議録は別紙

---

(これにて第25号議案の秘密会は終了)

教 育 長 再開いたします。

これより、第25号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、生涯学習課長より、第26号議案「稲城市指定文化財指定に係る諮問について」の答弁の訂正がありますので、お願いいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長 先ほどの第26号議案の稲城市指定文化財の指定に係る諮問についての関係でございますが、澁谷委員からのご質問で、4番目と5番目の指定についての差についてということで、5番目は、指定は今後は考えてないのかというご質問に対しまして、私の答弁を修正させていただければと思います。5番目につきましては、また今回の諮問には入らないところでございますが、今後、調査研究を進めていく中で5番目も指定になる可能性は残されていると考えているところでございます。失礼いたしました。修正させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長 澁谷委員、よろしいですか。

澁谷委員 はい。結構です。

教 育 長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午前11時32分閉会)